

建設業を巡る最近の話題 ～働き方改革と適正な取引～

令和6年9月

国土交通省 九州地方整備局

九州地方整備局の組織

● 組織図



● **建政部**
 ・まちづくり、すまいづくりの支援
 ・建設業の健全な発展の支援

● 局・事務所位置図

★ 国土交通省 九州地方整備局

河川・道路関係事務所 (9箇所)

- 1 長崎河川国道事務所
- 2 熊本河川国道事務所
- 3 八代河川国道事務所
- 4 八代復興事務所
- 5 大分河川国道事務所
- 6 佐伯河川国道事務所
- 7 宮崎河川国道事務所
- 8 延岡河川国道事務所
- 9 大隅河川国道事務所

河川関係事務所 (13箇所)

- 10 筑後川河川事務所
- 11 遠賀川河川事務所
- 12 武雄河川事務所
- 13 佐賀河川事務所
- 14 本明川ダム工事事務所
- 15 菊池川河川事務所
- 16 川辺川ダム砂防事務所
- 17 阿蘇砂防事務所
- 18 山国川河川事務所
- 19 川内川河川事務所
- 20 筑後川ダム統合管理事務所
- 21 緑川ダム管理所
- 22 鶴田ダム管理所

道路関係事務所 (6箇所)

- 23 福岡国道事務所
- 24 北九州国道事務所
- 25 有明海沿岸国道事務所
- 26 佐賀国道事務所
- 27 鹿児島国道事務所
- 28 九州道路メンテナンスセンター

港湾空港関係事務所 (14箇所)

- 29 下関港湾事務所
- 30 北九州港湾・空港整備事務所
- 31 博多港湾・空港整備事務所
- 32 羽田港湾事務所
- 33 唐津港湾事務所
- 34 長崎港湾・空港整備事務所
- 35 熊本港湾・空港整備事務所
- 36 別府港湾・空港整備事務所
- 37 宮崎港湾・空港整備事務所
- 38 鹿児島港湾・空港整備事務所
- 39 西之表港湾事務所
- 40 志布志港湾事務所
- 41 関門航路事務所
- 42 下関港湾空港技術調査事務所

営繕関係事務所 (2箇所)

- 43 熊本営繕事務所
- 44 鹿児島営繕事務所

公園関係事務所 (1箇所)

- 45 国営海の中道海浜公園事務所

技術事務所 (1箇所)

- 46 九州技術事務所



建設業の役割

建設業の地域のインフラの整備やメンテナンスの担い手であるとともに、地域経済・雇用を支え、災害時に最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもある。

○民間発注者の皆さまに、下記のような建設業の厳しい現状を理解して頂き、地域経済・地域社会の持続的な発展のために、建設工事発注における一段の配慮をお願いしたい。

建設業の働き方改革について

建設業界では週休2日がまだ浸透していない

担い手確保にも影響

本年4月から時間外労働規制が建設業にも適用

発注時における適正な工期設定

適正な取引について

労務費と資材価格が高騰

最新の市場価格を参考に適切な契約

状況に応じた必要な変更契約

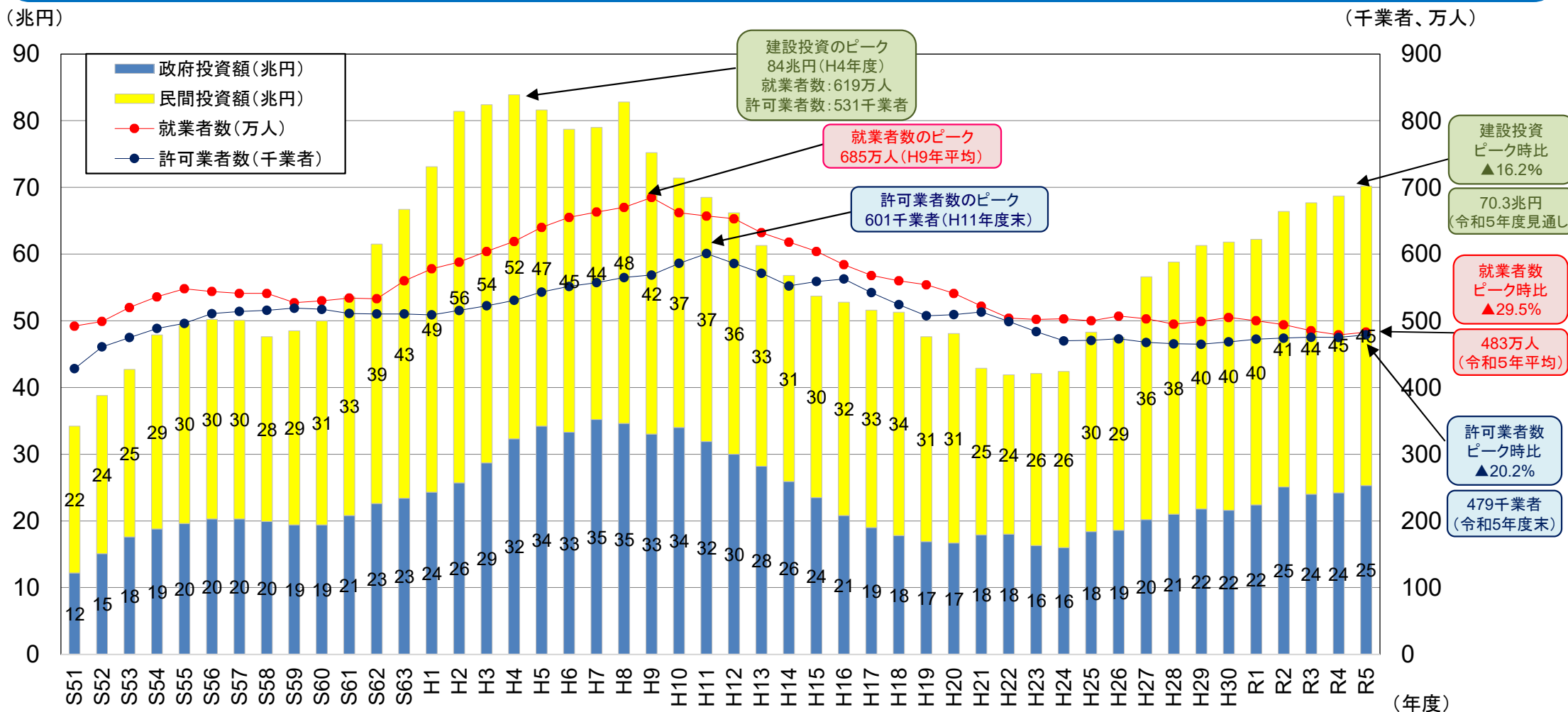
その他

CCUS

手形

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

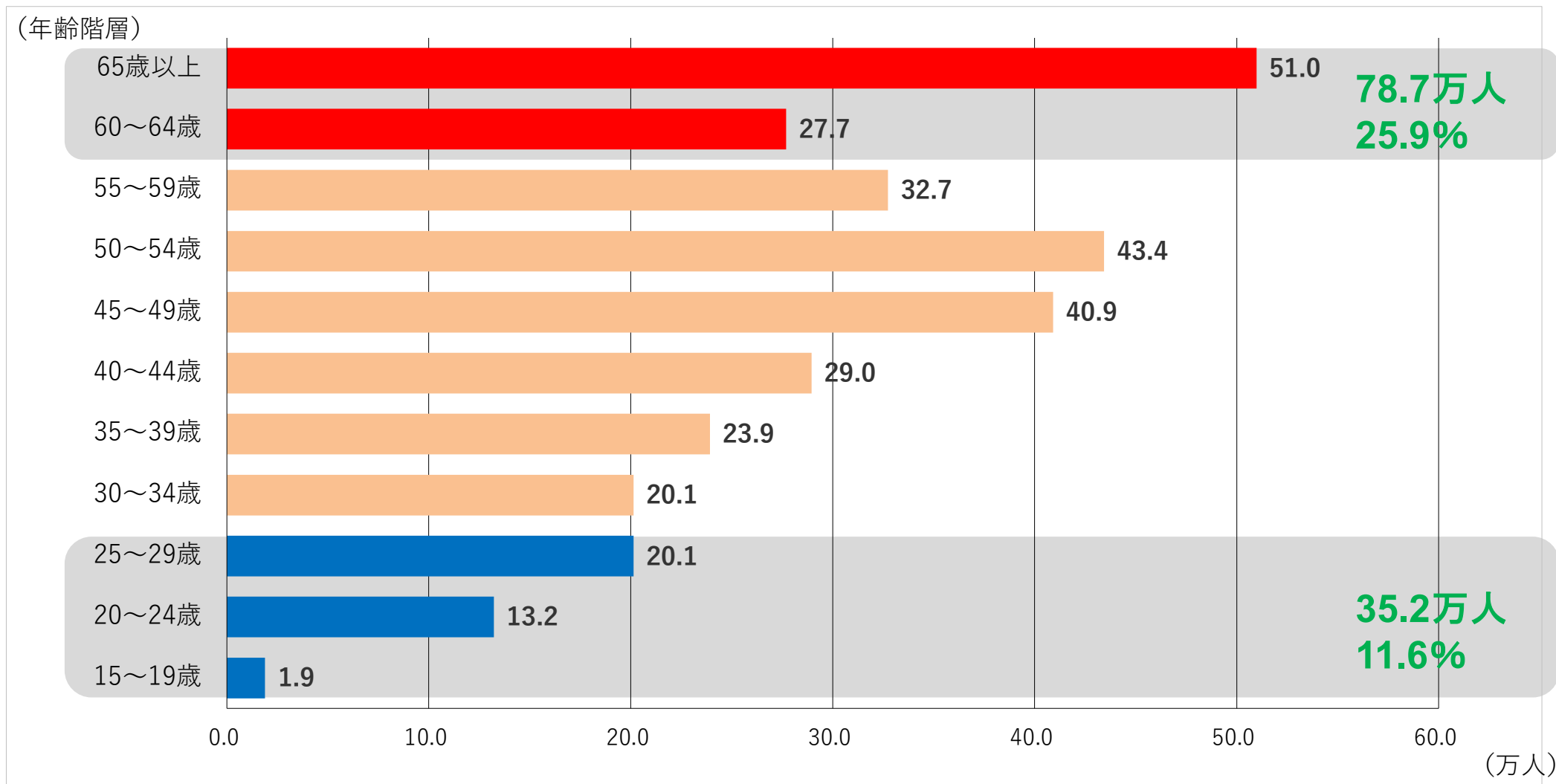
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

年齢階層別の建設技能者数

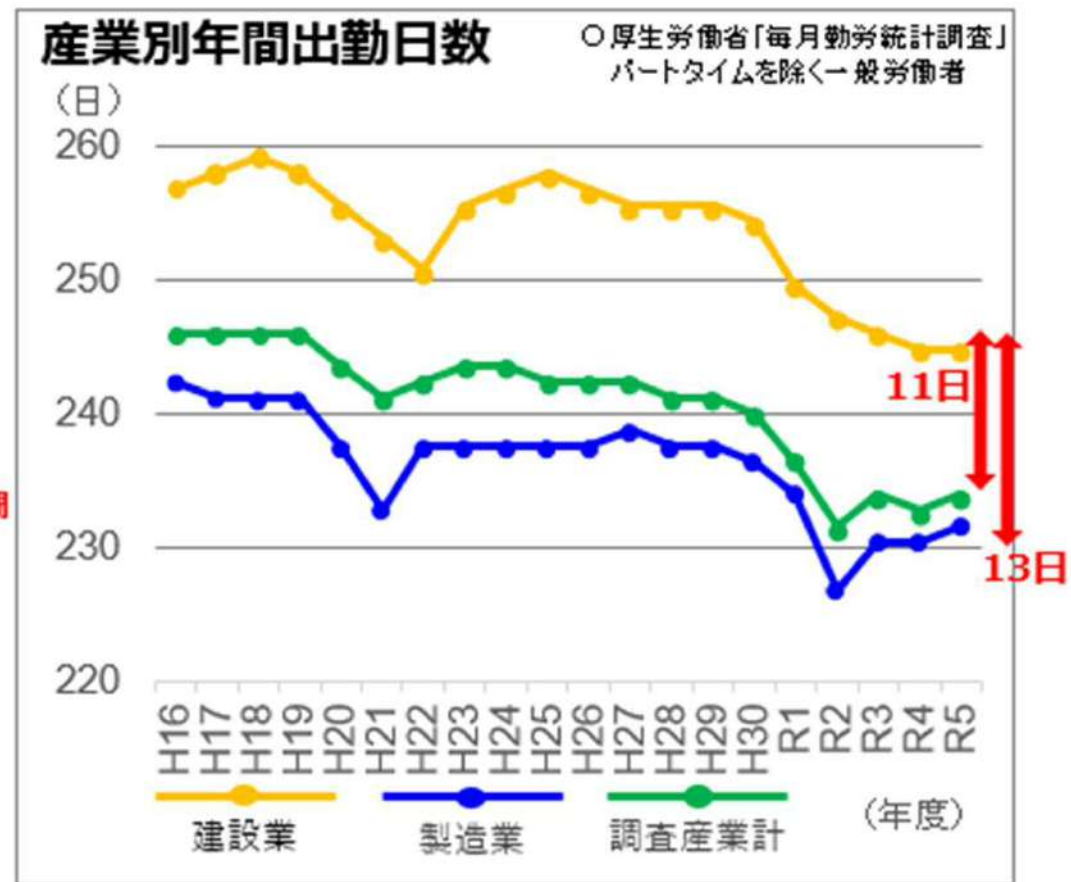
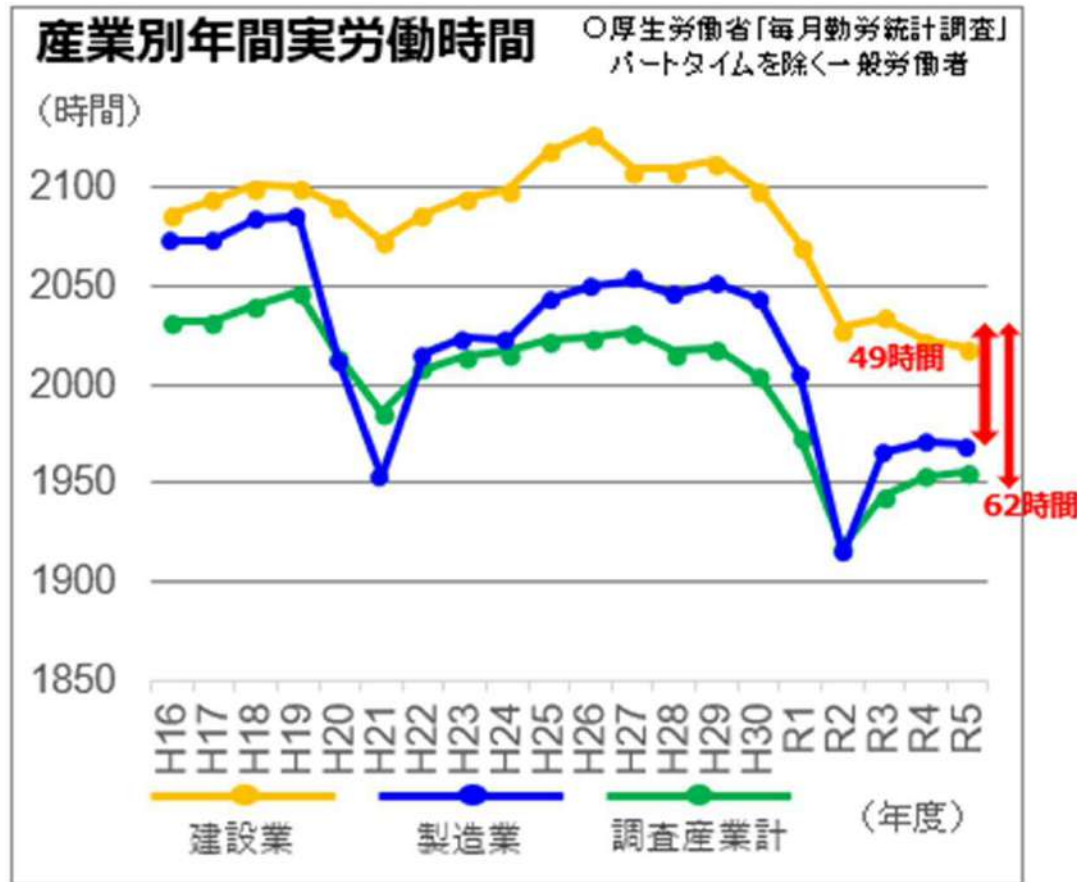
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.9%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。


担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要



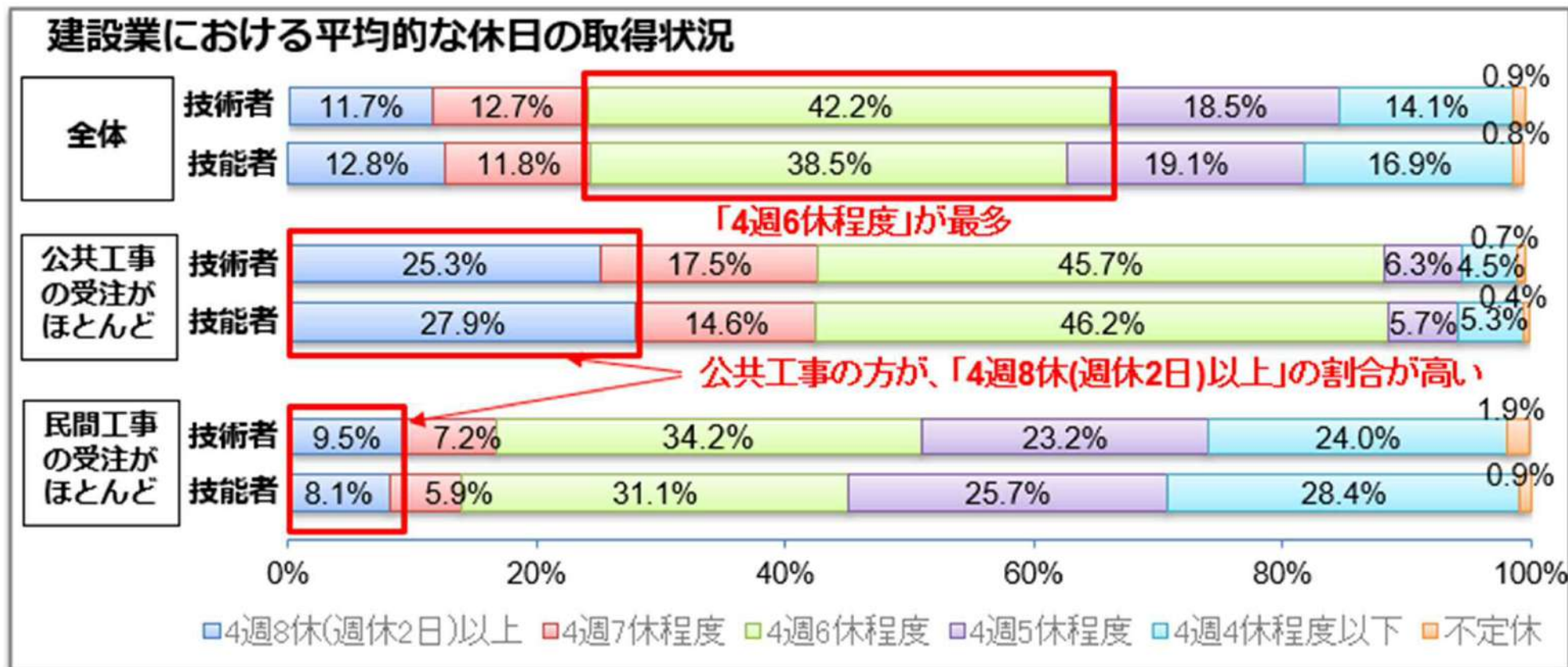
出所:総務省「労働力調査」(令和5年平均)をもとに国土交通省で作成

建設業の年間の実労働時間については、全産業と比べて62時間長い。
 また、建設業の年間の出勤日数については、全産業と比べて11日長い。
 月に1日ぐらい労働時間や出勤日数が多い。



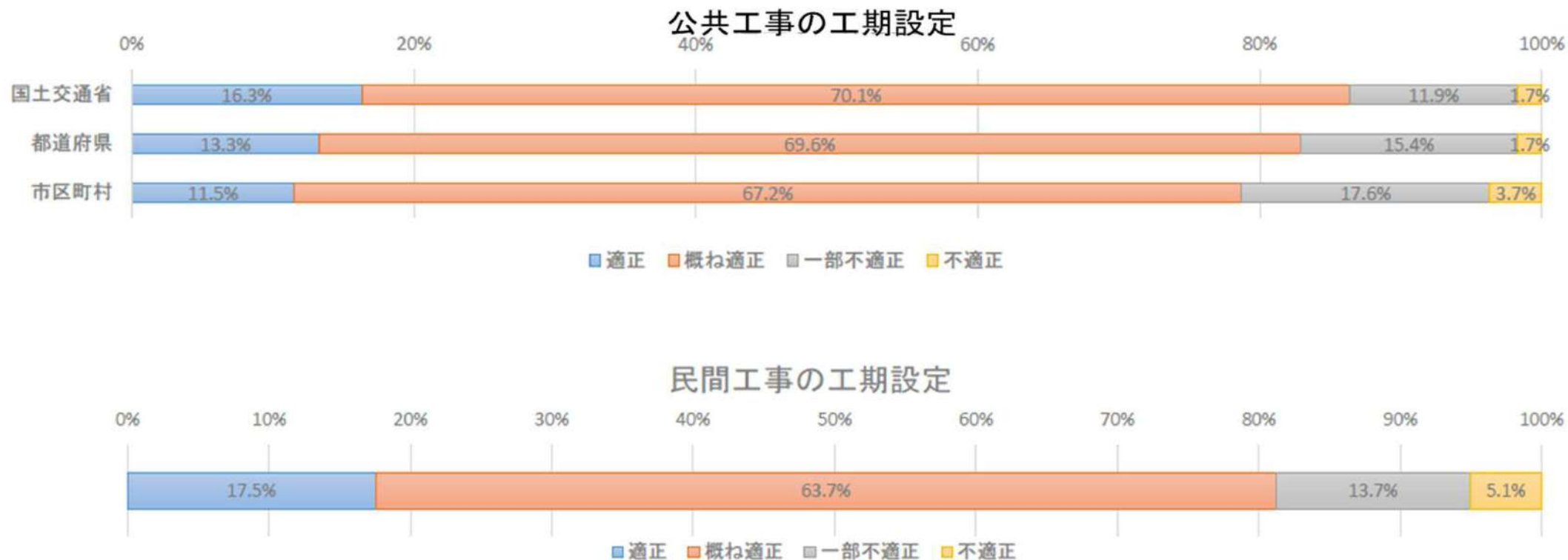
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業全体では、4週6休程度が最多であり、他産業では当たり前となっている週休2日が達成できていない。
また、公共工事に比べ、民間工事は休日が取得できていない。



出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

○全国建設業協会のアンケートによると、公共工事に比べ、民間工事においては工期設定が不適正という回答が多くなっている。



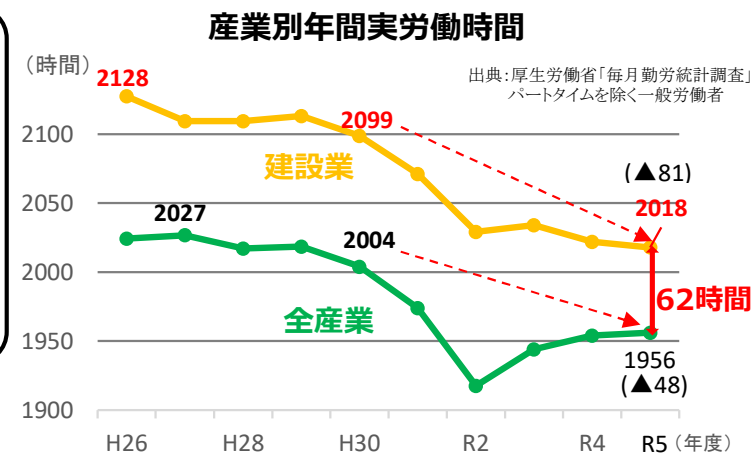
※全国建設業協会「令和5年度「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の運用状況等に関するアンケート」より抜粋

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

	<p>「労働基準法」(平成30年6月改正)</p> <p>罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>
原則	<p>法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで)</p> <p>36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>※ 災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)</p>
↓ 36協定の限度	<p>【時間外労働の上限規制】</p> <p>原則: ①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)</p> <p>例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも <u>上回ることのできない上限を設定</u></p> <p>・年 720時間(=月平均60時間)</p> <p>→年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることのできない上限を設定</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)</p> <p>b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)</p> <p>c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</p> </div>

建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。(労基法139条)

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたスosse特設サイト
(厚生労働省)

2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

3. 適正な**工期**設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)
 <改定の主な内容>
 ○注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 ○自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定。
 → **基準を踏まえた適正工期**の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「**必要な対応に万全を期す**」ことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■建設業4団体との申合せ

4. **生産性**の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

- 令和元年の建設業法改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。
また、違反した発注者に対する勧告制度を創設。
- 国は、工期設定における受発注者の責務等を定める「工期に関する基準」を作成。
「工期に関する基準」は、中長期的な担い手を確保し、建設業が今後も魅力ある産業として活躍し続けるために、長時間労働の是正、週休2日(4週8休)の確保を目指し作成された基準。

◎工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

(前略)建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保**できるようにしていくことが重要である。

建設業の働き方改革や担い手確保に向け適正な工期設定をお願いします。

建設技能労働者の労務単価の上昇

(2024年7月版)

2024年3月から適用になっている公共工事設計労務単価は、2021年1月当時(2020年3月から適用の単価)と比べ、全国全職種単純平均で16%上昇しています。

注)公共工事設計労務単価は公共工事の積算に用いる労務費の単価であり、「公共工事・民間工事を問わず・・・発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要」とされています。

(国土交通省不動産・建設経済局長通知(2024.2.16))



労務費のUP率:2021年1月当時の公共工事設計労務単価(東京都・2020年3月から適用)と2024年3月から適用されている労務単価(東京都)との比較

建設工事の資材価格の高騰

(2024年7月版)

世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰・円安の影響を受けて、建設工事の資材価格なども高騰しています。

- 新型コロナ禍による生産・供給制約
- コンテナ不足等、物流のひっ迫・停滞
- EVシフトに伴う半導体需要増大
- CN対応に伴う設備投資コスト上昇
- 生産拠点の被災
- ウクライナ危機

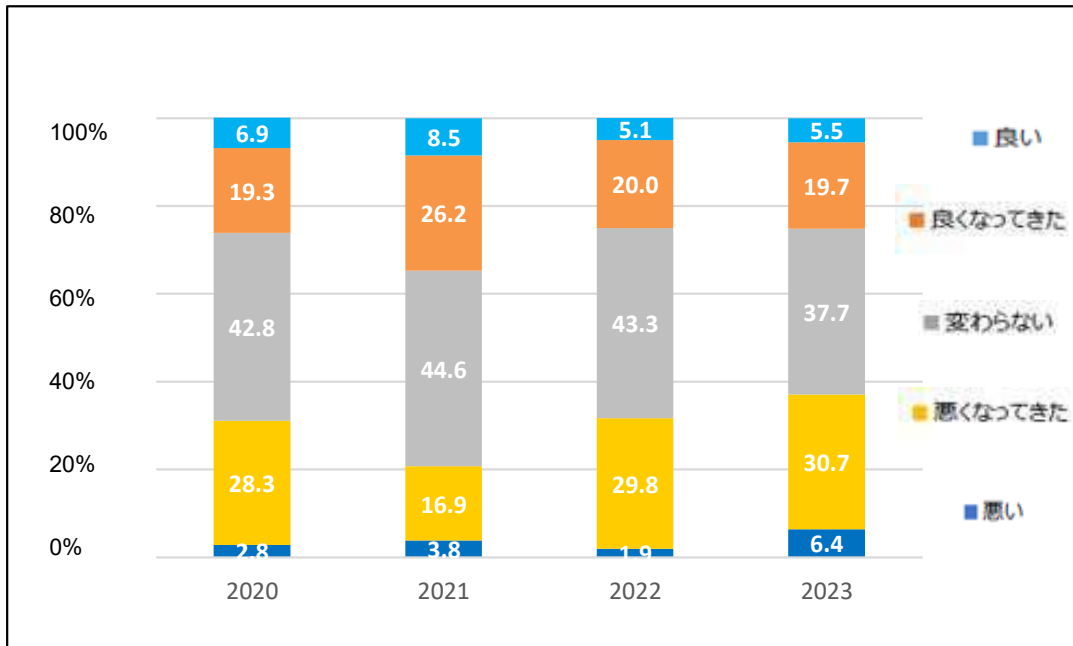
<p>異形棒鋼 SD345 D19 2.25kg/m JIS G 3112</p> <p>70%up</p>	<p>H形鋼 SS400 300x300x10x15</p> <p>65%up</p>	<p>鋼板 中厚板 (SPHC又は無規格品) 16 ~25x1,524x6,096</p> <p>80%up</p>	<p>フラットデッキ 630x75x1.2 めっきZ12</p> <p>44%up</p>
<p>鋼矢板 SY295 U形</p> <p>42%up</p>	<p>生コンクリート 普通18 -18 -25 (20) JIS A 5308</p> <p>48%up</p>	<p>コンクリート 型枠用合板 無差装品(輸入品) 12x900x1800 JAS 版面品質B-C</p> <p>49%up</p>	<p>管柱 杉KD 3m x 10.5cm x 10.5cm材 積0.0331</p> <p>24%up</p>
<p>ステンレス鋼板</p> <p>62%up ※1</p>	<p>アルミ地金</p> <p>75%up ※1</p>	<p>板ガラス フロート板ガラス FL5 2.18m以下</p> <p>74%up</p>	<p>スレートアスファルト 針入り度60~80 ローリー配送</p> <p>77%up</p>
<p>600Vビニル 絶縁電線 IV 1.6mm 単線 標準条長</p> <p>81%up</p>	<p>配管用炭素鋼 鋼管 ガス管 白ねじなし 50A 4m</p> <p>73%up</p>	<p>硬質ポリ塩化 ビニル管 一般管 (VP-JIS K 6741) 呼び径100mm 外径114mm</p> <p>23%up</p>	<p>軽油 ローリー配送</p> <p>39%up</p>

資材のUP率:(-財)建設物価調査会の建設物価 2021年1月号掲載価格(東京)と2024年8月号掲載価格(東京)との比較
※1: 日刊鉄鋼新聞 2021年1月の高値・安値の中間値と2024年7月10日付け数値の比較

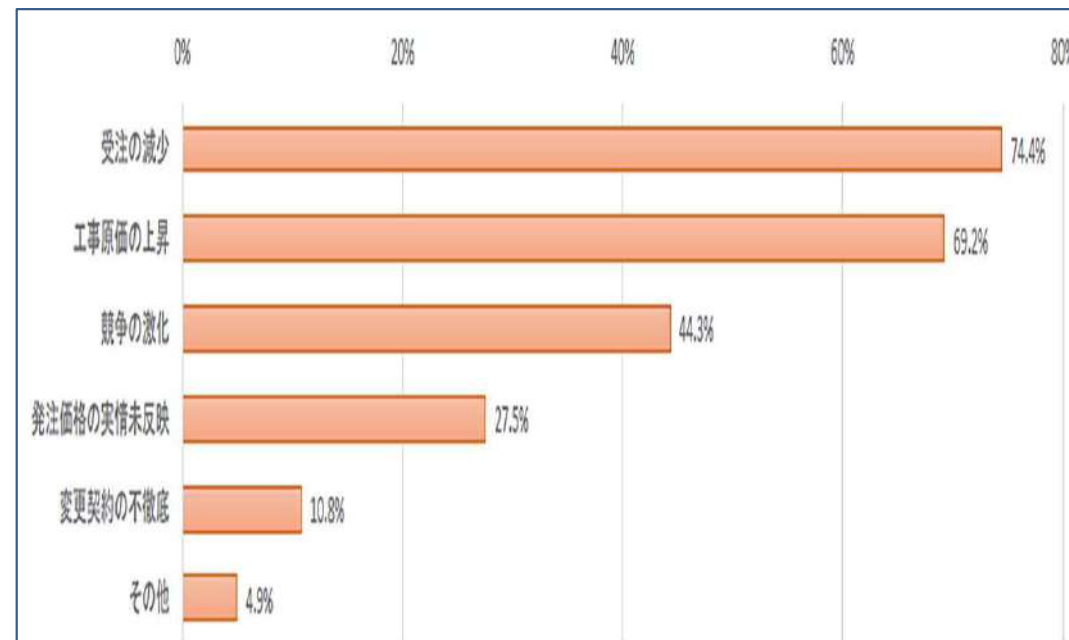
○直近1年間の利益の状況については、「悪くなってきた」「悪い」の回答の合計が4割弱となっている。

○利益悪化の要因は、R5では上から順に「受注の減少」(74.4%)、「工事原価の上昇」(69.2%)、「競争の激化」(44.3%)となっている。

会社利益の状況



利益悪化の主な要因(R5)



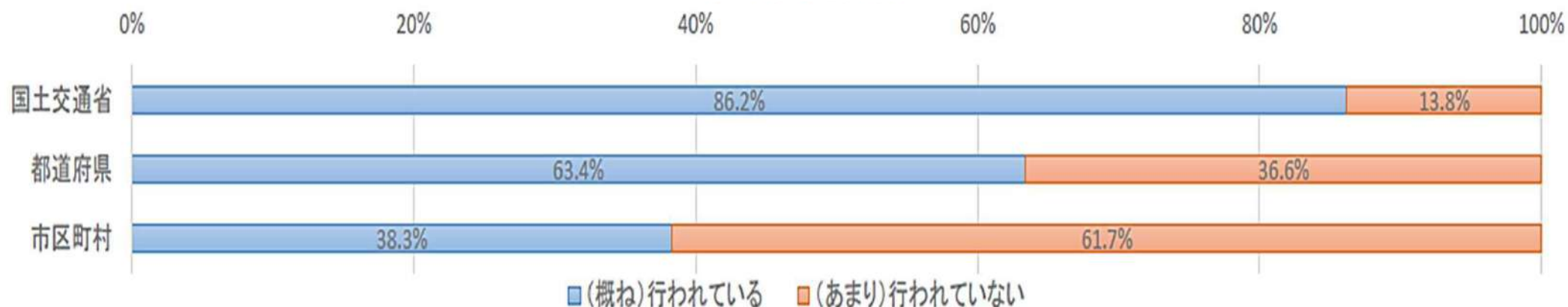
【悪化要因・要望】

- ・燃料・電気料金などの高騰がすべての施工単価に影響し、利益が減少している。
- ・人材確保のための福利厚生が必要となり、労務費や経費が増大している。
- ・人員不足や資機材高騰の影響で協力会社の施工見積りが上昇し、設計価格を超えている。労務単価の上昇も実勢単価が先行している。
- ・競争の激化や新規工事の減少に伴い、利益率が低い工事(ex維持管理工事)の受注が増えた。
- ・すぐ着手出来ないなど工期を延期されることで技術者が拘束され、受注機会を逃すことがある。

全国建設業協会「令和5年度「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の運用状況等に関するアンケート」より抜粋

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の最新の取引価格を反映した適正な請負代金の設定が求められる。

施工条件の変化や価格高騰などに伴う必要な契約変更



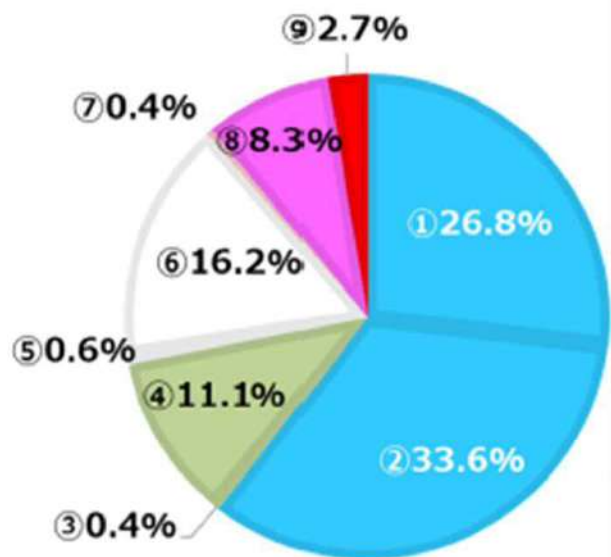
○民間工事においては、発注者との協議が整わない等の理由により、契約変更を認めてもらえない事例が多い。

【課題・意見・提言】

- ・ デベロッパーや元請を含む民間発注者が施工時期に合わせ適切に価格転換に応じてもらいたい。
- ・ 民間工事の場合、事業予算ありきの発注物件が多く、価格高騰に伴う変更を見積り条件書に記載した場合、失注するケースがある。
- ・ 価格転嫁を考慮した受注の場合、転嫁しすぎると失注につながるため、経費削減により対応せざるを得ないケースが多い。
- ・ 民間工事においては、価格の高騰における工事途中での変更増額は見込めないもので、今後も価格高騰が予想されるものについては十分調査した上で積算し、見積りを行う。もしくは専門業者と相談し価格の変動に注視して見積りを行っている。
- ・ 概算見積りと精算見積りと1案件に対して2回見積り提出をするが、民間発注者は概算見積り金額を事業計画とし、いざ精算見積りを行うと、今般の資材価格高騰により、事業計画の金額と合わなくなり、折衝に苦慮するケースが増えた。

建設

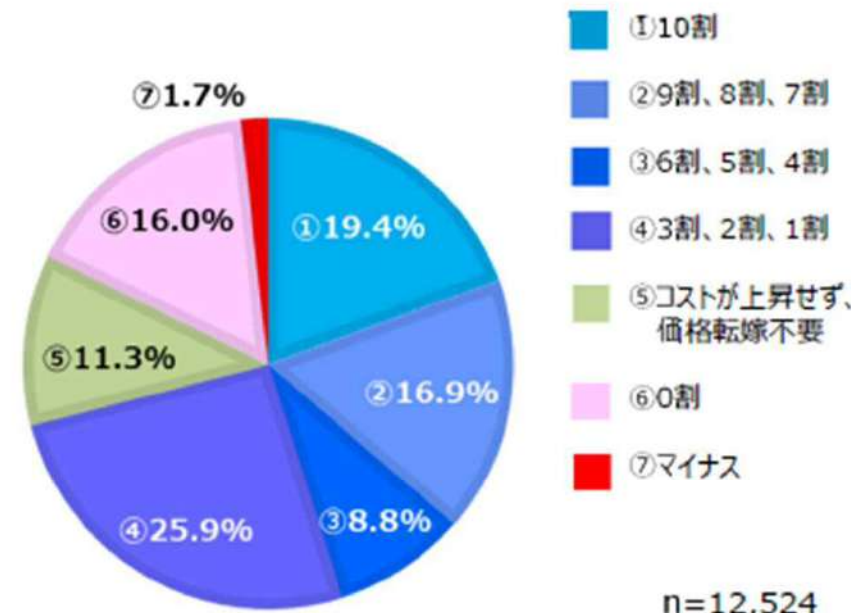
直近6ヶ月間の価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

直近6ヶ月間の価格転嫁の状況【コスト全般】



n=12,524

転嫁率：46.9%

アンケート回答企業からの具体的な声等

- 労務費が高騰している状況を踏まえ、発注企業から、特例の価格交渉がながされ、価格転嫁を認めてもらった。
- 現場への距離に応じてかかるコストについても、発注企業との価格交渉が実現した。また、残業代についても請求するよう、発注企業より提案してもらえた。
- ▲ 毎年嘆願書を提出しているが、過去10年以上何の改善も対処もされていない。今年度値上げが実施されなければ撤退をせざるを得ない状況まで追い詰められており、自助努力の限界をとうに超えている。
- ▲ 労務費について、賃金アップや社会情勢により、自社努力だけでは補えないため、価格交渉を依頼したところ、どうぞ他の会社についてくださいと一蹴された。

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請※）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ（全国のブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連））。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。多数の取引先に対し、協議することなく一方的に価格を据え置いた13社の事業者名を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」
「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
(主な発注者)

総合工事業
(受注者/発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業
(主な受注者)

事例：取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

- 発注時に資材等の最新の市場価格を参考に適切な契約額となるよう留意をお願いします。
- 契約締結後において、資材価格等が値上がりし、受注者から協議の申し出があった場合には、適切に協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約を実施するようお願いいたします。
「民間建設工事標準請負契約約款」の活用をお願いします。

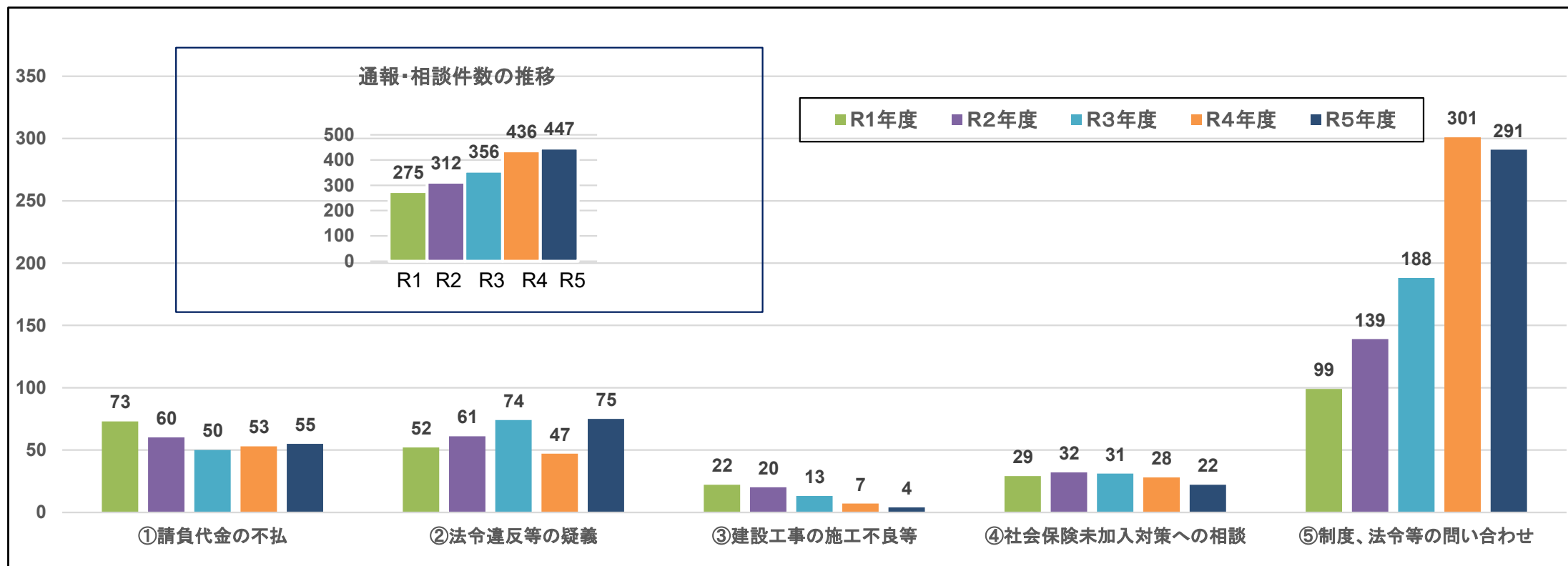
◎民間建設工事標準請負契約約款

(請負代金額の変更)

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- 一 工事の追加又は変更があったとき。
- 二 工期の変更があったとき。
- 三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。
- 四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。
- 五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- 六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。
- 七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

九州地整建設業法令遵守推進本部に寄せられた通報・相談の件数



■各項目の分析結果

①請負代金の不払	下請業者間の代金不払、支払遅延の相談が多く寄せられている。 口頭契約、契約書未作成による不払いの相談が多く、特に個人事業主、一人親方を含む2次の下請以降からの相談が多く寄せられている。
②法令違反等の疑義	無許可業者、特定建設業の許可、専任の監理技術者、契約書の記載事項等の相談が寄せられている。 最近では、適正な工期による施工等の相談が増加傾向にある。
③建設工事の施工不良等	年々減少傾向であるが、一定数の通報が寄せられている。戸建住宅の施主から、受注業者とのトラブル相談等が寄せられている。
④社会保険未加入対策への相談	各年増減はあるものの、同程度の相談件数である。一人親方が加入すべき社会保険、法定福利費及び標準見積書について相談が多く寄せられている。
⑤制度、法令等の問い合わせ	建設業の許可、技術者制度、施工体制関係、建設業の業種、支払期限に関する相談が多く寄せられている。

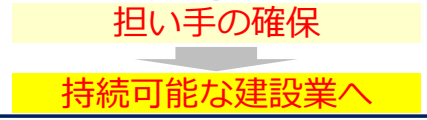
建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
 (参考1) 建設業の賃金と労働時間
 建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
 全産業 494万円/年 1,954時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

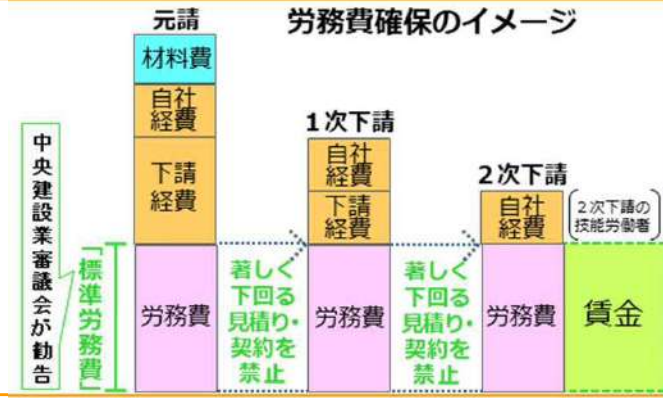
処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 ➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
 ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 ➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

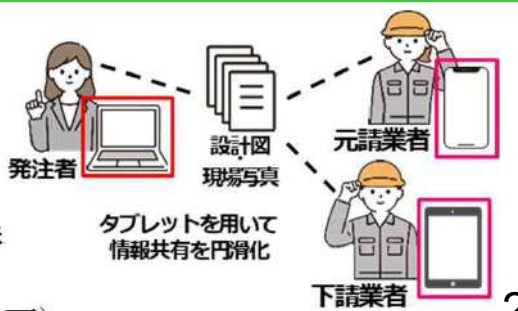
- 契約前のルール**
 ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
 ・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール**
 ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
 ・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上**
 ・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
 ・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)
 ➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
 ・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

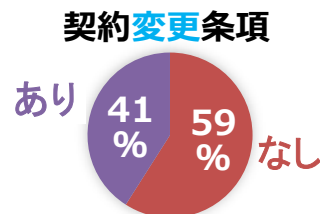


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**

契約書
第〇条 **請負代金の変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



「**資材高騰のおそれあり**」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に**請負代金等の変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って**請負代金変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(現行)

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～六 (略)

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九～十六 (略)

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」の記載は求められていない
→「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約についても**許容されるものと解される余地**
契約変更条項を契約書上設けない契約が約6割

(改正後)

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく**工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**

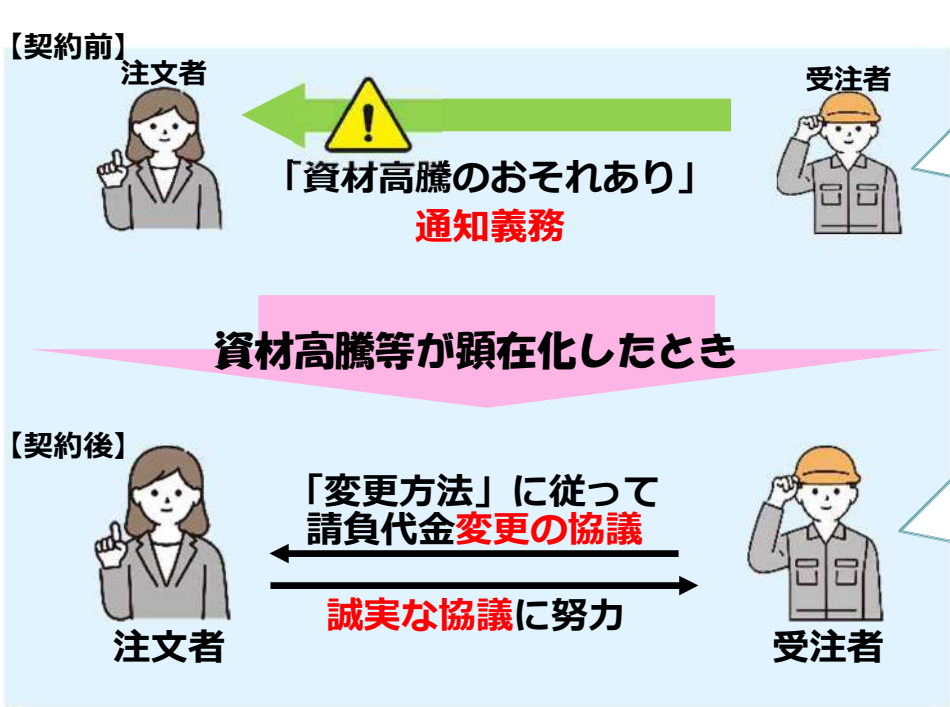
契約書 (イメージ)

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ **発注者又は受注者は**、材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更**を求めることができる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。etc ...

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
→「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約については**許容されない**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)
 第二十条の二 (略)
 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。**
 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。**
 4 前項の**協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。**



運用上の留意点 (イメージ)

- 資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の**双方が契約前に共有**
 ⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の負担に関する協議の**円滑化**
- ✓ 受注者は、**把握**している範囲で情報提供すれば足りる
 (資材高騰の見込みについての新たな調査は**不要**。根拠は**公表資料**を用いる)
- ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した膨大なリスク情報を提供しても、**負担協議の円滑化には寄与しない**おそれがあるので注意
- ✓ **事前通知なしでも、契約上の「変更方法」に基づき協議は可能**
- ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
- ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しないこともあり得る。**
 (必ず契約変更することを定めた規定ではない)

注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務 (申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は禁止)

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「おそれ情報」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

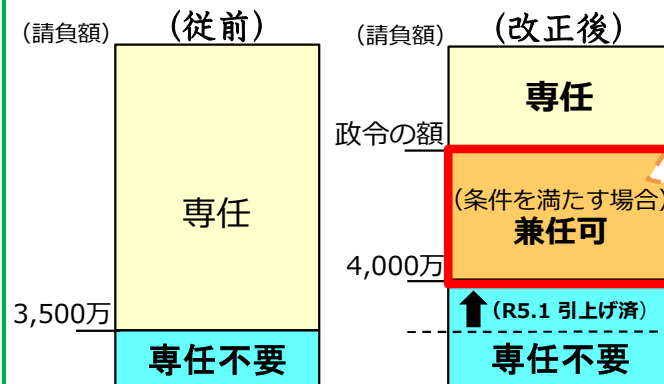
契約後

○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



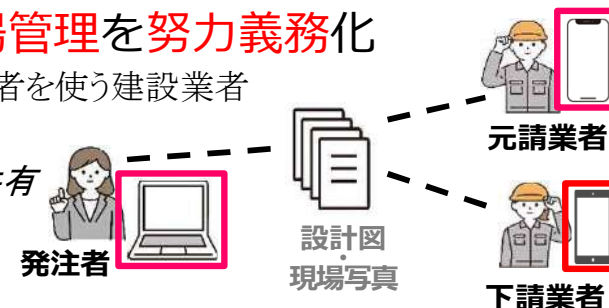
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 <R6改正>
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 <R6改正>

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

【主な調査内容】

建設Gメンの実地調査

適正な請負代金・労務費の確保

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等

適切な価格転嫁
【労務費指針への対応状況
 資材価格の転嫁協議状況】

- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等

適正な工期の設定

- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
- ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施

適正な下請代金の支払

- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
- ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

手形による下請代金の支払について

1. 手形サイトに関するルール

- 特定建設業者が注文者となった下請契約(当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。)に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による「割引を受けることが困難であると認められる手形」を交付してはならない。【建設業法第24条の6第3項】
- 特定建設業者が、手形サイトが120日を超える手形を交付した場合、上記の「割引を受けることが困難である手形」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項違反となる。

※ 手形サイト:手形の交付日から支払期日までの期間のこと

2. 手形サイトの短縮等に向けた政府の取組

- 「手形等のサイトの短縮への対応について」(令和6年4月30日 20240423中庁第4号・公取企第153号(通知))
 - 公正取引委員会及び中小企業庁が、令和6年11月1日以降に交付される手形期間が60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法(下請代金支払遅延等防止法)上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることにした。
- 「手形期間の短縮について」(令和6年4月30日 国不建推第10号(通知))
 - 国土交通省不動産・建設経済局長が、上記を踏まえ、建設業においても「建設業法令遵守ガイドライン」を追って改正する予定である旨周知。

留意点

- 「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進するよう留意。

○ 地域の建設業者は、過酷な現場環境の中、応急復旧作業に全力で対応。



○ 地域の建設業者は、地震後の過酷な環境の中、応急復旧作業に全力で対応。



▲車両の輸送ルートに応急復旧にあたる地域建設業の方々(4/17完了)



▲道路啓開作業にあたる地域建設業の方々(県道149号)



▲土砂撤去にあたる地域建設業の方々(4/22完了)



▲防護柵の設置作業にあたる地域建設業の方々(4/30完了)